

# 9

## 第9章

# 整備

### 9.1 整備の方向性

### 9.2 整備の方法

## 第9章 整備

### 9.1 整備の方向性

滝山城跡は、戦国時代往時の姿を良好に留めているが、遺構の一部では毀損等も確認されている。安全対策においても、池址に面する千畳敷北側の腰曲輪等、法面を中心に土砂災害防止対策を検討しておく必要がある。また、昭和57年以降発掘調査が行われてきたが、調査の機会が限られているため、今後整備を行う際は、文化財担当部局と十分に協議を行い、必要に応じた発掘調査を検討する。ここでは、大綱・基本方針に基づき、「保存のための整備」と「活用のための整備」について方向性を示す。後述する活用の方法に掲げる項目を実施していく際の役割分担は、第10章(5)②運営体制表（基本的立場）及び③運営体制表（保存・管理、活用、整備）に記載のとおりとする。

#### (1) 保存のための整備の方向性

滝山城跡を適切に保存し、将来に向けて確実に保存継承するため、本質的価値の保存と安全確保のための整備を優先的に実施する。整備にあたっては、史跡の本質的価値が正しく保存されるよう実施する。

#### (2) 活用のための整備の方向性

滝山城跡の本質的価値を分かりやすく伝え、市民や来訪者等の憩い・交流の場、滝山城跡の本質的価値を学びやすく、体感しやすい歴史的・文化的空間としての整備を図る。さらには、学校教育及び生涯学習、社会体育における効果的な活用、また地域振興及び観光振興の重要資源であることに配慮した整備を進める。

## 9.2 整備の方法

前節に従い、保存及び活用のための整備の方法を以下のとおり示す。

### (1) 保存のための整備の方法

#### A 毀損箇所の修復

##### (Ⅰ 遺構を重点的に見せるエリア, Ⅱ 遺構と自然の共存を図るエリア)

第5章現状・課題で記したように、滝山城跡を構成する遺構の一部で毀損箇所が確認されている。破損している遺構は計画的に修復を行う。

#### B 崖面・法面崩落箇所の復旧

##### (Ⅰ 遺構を重点的に見せるエリア, Ⅱ 遺構と自然の共存を図るエリア)

城跡を構成する遺構である池址に面する千畳敷北側の腰曲輪等では大規模な崖地崩落が起こっており、遺構の適切な保存とともに、安全確保のために早期に修復を実施する。その他でも中の丸北側の急傾斜地や主たる登城口の園路沿いなど、大小各所において法面表層崩落が見られる。崩落が進んでいる箇所、崩落の可能性があり予防保全的に対策を講じる箇所を明らかにし、適切に対策を講じていく。修復にあたり、遺構への影響を最低限にするとともに、自然環境に配慮した工法を採用する。例えば、千畳敷北側腰曲輪等の斜面崩落には、環境保全型の法面安定工法（繊維連続補強土工）等が考えられる。

#### C 雨水排水対策整備

##### (Ⅰ 遺構を重点的に見せるエリア, Ⅱ 遺構と自然の共存を図るエリア)

近年、大雨による被害が多発していることから、滝山城跡の本質的価値を保存する観点から雨水排水対策の計画及び整備を実施する。北側の斜面においては、園路への雨水流入が多く見られ園路に土砂が堆積しているため、早期な対応が必要である。側溝や排水管などの排水設備については、雨水の流れや遺構の保存状況に十分配慮した上で、園路沿いや法面周りなど必要最小限の範囲で効果的に配置する。

#### D 植生管理

##### (Ⅰ 遺構を重点的に見せるエリア, Ⅱ 遺構と自然の共存を図るエリア)

新たな植栽を行う際は、史跡の保存・活用のために必要な措置を目的としたものとする。近年、大きな課題となっているナラ枯れに対応する。また、大池址を中心にサクラの老木化が進んでいるため、地権者への意向確認及び文化財担当部局と調整の上、サクラの保全・更新を検討する。枯損木・危険木などは早期に伐採し、来園者の安全を確保する。遺構の保存に影響を与えるもの、例えば木根による遺構毀損などに対応する。

## (2) 活用のための整備の方法

### A 史跡内の動線

#### (I 遺構を重点的に見せるエリア)

滝山城跡では、遺構が迷路のように張り巡らされており、各遺構の構成要素のつながりを体感しづらい。そのため遺構全体を俯瞰した総合案内の設置が望ましい。滝山城跡を構成する堀、土塁、曲輪はそれぞれ関連づいたものであり、現在の園路は往時の滝山城の構造と概ね一致していることから、既存園路を活かしつつ新たに遺構を体感できるルートを設定する。同時に、解説板や総合案内板の増設など案内機能の強化を進めていく。

### B 安全対策

#### (I 遺構を重点的に見せるエリア, II 遺構と自然の共存を図るエリア)

園路や転落危険箇所の安全対策が不十分である。園路等危険な箇所は、舗装改修等により改善を図る。また、利用者の安全確保等の視点から立ち入り規制範囲を明確化し、現地に柵、看板等の整備を行う。

現在、遺構の保存・保護を目的とした立ち入り規制等のルールや施設がない。立ち入り規制範囲を明確化し、現地に柵、看板等の整備を行う。

#### (I 遺構を重点的に見せるエリア)

現在、利用者への安全が不十分である未整備エリアの一部は限定開園地となっており、ガイド付きのみでしか通行できない。限定開園地については、新規動線の検討などを含めて安全対策を施したうえで一般開放を行う。

### C 案内機能の拡充

#### (I 遺構を重点的に見せるエリア)

遺構の解説機能について、部分的な遺構解説は今でも充実しているが、縄張り全体の位置関係の解説がない。同時に、案内機能について、史跡・公園の出入り口やルートが分かりづらい。滝山城の縄張り全体像の解説機能と、史跡・公園の案内機能を必要に応じて増設・改修する。遺構解説板の増設にあたっては、観光アプリ（AR 滝山）を盛り込むこと等を検討する。

### D 施設の拡充

#### (I 遺構を重点的に見せるエリア,史跡指定地外)

便益施設（トイレ等）、休養施設（屋根付き休憩所等）、管理施設（管理事務所等）や教養施設（ガイドンス施設等）が不足している。利用者要望を踏まえ、八王子市とも連携を図りながら、これらの施設の拡充を検討する。主要出入口や駐車場などに総合案内を追加することが考えられる。

## E 工作物の仕様の統一

### (I 遺構を重点的に見せるエリア, II 遺構と自然の共存を図るエリア, 史跡指定地外)

滝山城跡にある諸施設や工作物の仕様（素材・形・色彩等）に関するルールがなく統一が図られていない。本計画に基づき、関係各課と連携の上、諸施設や工作物類は、城郭の景観を構成する要素として十分考慮し、自然景観に馴染む素材や色調を用いるなど統一感を図っていく。

## F 下草・樹木・竹の整理

### (I 遺構を重点的に見せるエリア)

以下の区域で、草木に埋もれている遺構の景観回復を図るために、下草刈りや樹木の整理を行う。

- ① 中の丸から北側の搦手口方面や多摩川と秋川の合流地点、拝島大師方面の眺望確保、中の丸から本丸方面の視認性確保、良好な空堀（小宮曲輪、三の丸等）を見せるための樹木整理など遺構景観を意識した景観確保
- ② 二の丸の集中防御や、良好な堀を見せるための景観伐採・草刈り
- ③ 遺構景観に加えて、滝山ならではの景観（滝山10景※）を維持するための整理  
※滝山10景については、資料編（資-35頁）を参照。
- ④ 城跡の各入口周辺の景観確保
- ⑤ 小宮曲輪等のモウソウチクの整理
- ⑥ 池址（限定開園地）が遺構ルートに追加された場合、その周辺の草刈り

### (II 遺構と自然の共存を図るエリア)

以下についても、遺構景観の回復を図るよう検討する。

- ⑦ 滝山ならではの景観（滝山10景）のエリアIに含まれない場所の樹木整理。（山の神曲輪の眺望、大池址のサクラ、古峯ヶ原園地のつつじ等）

### (I 遺構を重点的に見せるエリア, II 遺構と自然の共存を図るエリア)

新たに植栽を行う場合は、基本的に遺構や法面を保護する上で必要な地被類、低木等にとどめ、遺構に影響を与えない範囲で行う。大池址のサクラ等、地域振興に寄与しているものについては文化財担当部局と調整して更新等を検討していく。また、遺構景観を確保するため、伐採等による発生材は空堀などに残置せずに、できる限り園外搬出する。

### (3) 整備基本計画の策定

史跡範囲をエリアで区分し、各エリアの方針、管理手法、整備手法を整理する。本書7章ではエリアⅠを『遺構を重点的に見せるエリア』とし、エリアⅡを自然環境保全優先の『遺構と自然の共存を図るエリア』をとした。より詳細なエリア分けを整備基本計画で定め、優先的に調査や修復・整備をするべき範囲、利用者の安全面を考慮して立ち入り規制を図る範囲、新たな動線を設定して利用者を積極的に誘致する範囲などを具体的に明記し、範囲ごとの管理・整備方法を定める。前述の(1)保存のための整備の方法及び(2)活用のための整備の方法で記した内容について、具体的な整備範囲や整備方法を整備基本計画の中で定めていく。整備方法に応じた発掘調査の範囲や手法についても文化財担当部局と調整を図っていく。整備基本計画は必要に応じて専門家・学識経験者等の指導・助言を受けて、策定する。